

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公表番号】特表2013-517571(P2013-517571A)

【公表日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2013-024

【出願番号】特願2012-549090(P2012-549090)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0346 (2013.01)

G 01 B 7/00 (2006.01)

G 01 B 7/28 (2006.01)

G 01 D 5/241 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/033 4 2 4

G 01 B 7/00 1 0 1 R

G 01 B 7/28 A

G 01 D 5/241 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月6日(2014.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 2】

図14を参照すると、実施形態により一般的に構成されるセンサシステム1402を組み込んだ実施例のシステム1400が例示されている。センサ装置は、システムに組み入れられ得るし、或いは独立型の製品として構成され得る。独立型の製品として、センサ構成要素は、筐体(図示せず)に収容されることができ、電気接続は、装置またはかかる装置を利用するシステムと接続するために曝露され得る。当業者は、本明細書に記載する実施形態によって構成されるセンサが異なる産業セクターで広範に使用されている筐体にどのようにして組み込まれ得るかを即座に理解するであろう。従って、例えば、システムにおいて、機械的な接続、設計、及び構造が、特定のアプリケーションのために必然的に変化し得る。例えば、指紋センサとしての使用のためにラップトップに組み込まれると、表面取り付けモジュールが、センサグリッドラインをユーザに曝露するために採用される必要があるだろう。携帯電話や携帯情報端末(PDA)などに組み込まれる場合は、センサの動作能力を提供しつつ特定の装置設計に適合させるために、別種の取り付けモジュールが、必要となるだろう。再び、図14は、図示されてはいないが、実施形態によって構成された、上部層1406と底部層1408を有し、アプリケーションに応じてそれぞれピックアップラインかプレート及び駆動ラインかプレートを有し、折り畳んだフレキシブルまたは硬質な基板1404を有するセンサ1402を組み込んだシステム1400を図示するものである。二次元感知領域1411が上部に物体1410を伴って示されているが、ここでの物体は、指紋センサの場合、指とすることができます、その他のアプリケーションの場合はその他の物体とすることができます。上部層のピックアッププレートまたはライン(図示せず)は、受信した合成信号を送るために通信リンク1412を介して上部プレート処理回路と通信する。駆動ラインまたはプレートは、本明細書では図示していないが底部層1408に配置され、通信ライン1416を介して底部プレート処理回路1414から駆動信号を受信する。上部プレート処理回路は、ピックアッププレートまたはラインか

ら受信した合成信号を受信し、増幅し、及び／またはバッファーリングし、或いは保存するように構成されたフロントエンドバッファー及びアンプ 1416 を含む。図 9 に示すようなスイッチアレー 1418 が、フロントエンド 1416 から信号を受信し、切り替え信号をデジタル信号に変換するために、アナログ・デジタル（A/D）コンバータ 1420 に送信するように構成される。デジタル信号プロセッサ（DSP）1422 は、A/D コンバータ 1420 からデジタル信号を受信し、送信のために信号を処理するように構成される。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0114

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0114】

動作時、駆動信号は、プロセッサ 1444 によって制御され、底部プレート処理回路 1414 からの駆動信号のパラメータが、プロセッサ 1444 によって底部プレート処理回路 1414 内に設定される。駆動信号は、発生器 1426 内に設定されたパラメータ内の論理回路 1424 によって生成され、通信リンク 1416 を介して底部プレート 1408 へ送信される。これらの信号は、感知領域 1411 周辺の上部層 1406 上のピックアップラインへと延在する電磁場を生成する。これらの信号は、（図示しないが、上述した）センサグリッド上の異なるピクセル電極対を通じて循環され、これらの電磁場のいくつかは、物体 1410（例えば、指紋など）によって吸収される。合成信号が（図示しないが、上述した）感知領域 1411 周辺の上部層 1406 上のピックアッププレートまたはピックアップ回路によってピックアップされる。その後、合成信号は、通信ライン 1412 を介して上部プレート処理回路に送信され、信号が処理され、さらなる処理のためにメモリ装置またはプロセッサ 1444 へ送信される。ひとたびドライバとスキャン論理回路がグリッドセンサ上のピクセルを循環すると、物体の特徴、特性に関するデータがシステムによって明確化され、利用され得る。例えば、指紋センサシステムにおいて、画像は保存された指紋画像と比較され得る指紋画像とすることができます、照合すれば、ユーザの認証に使用され得る。

【手続補正 3】

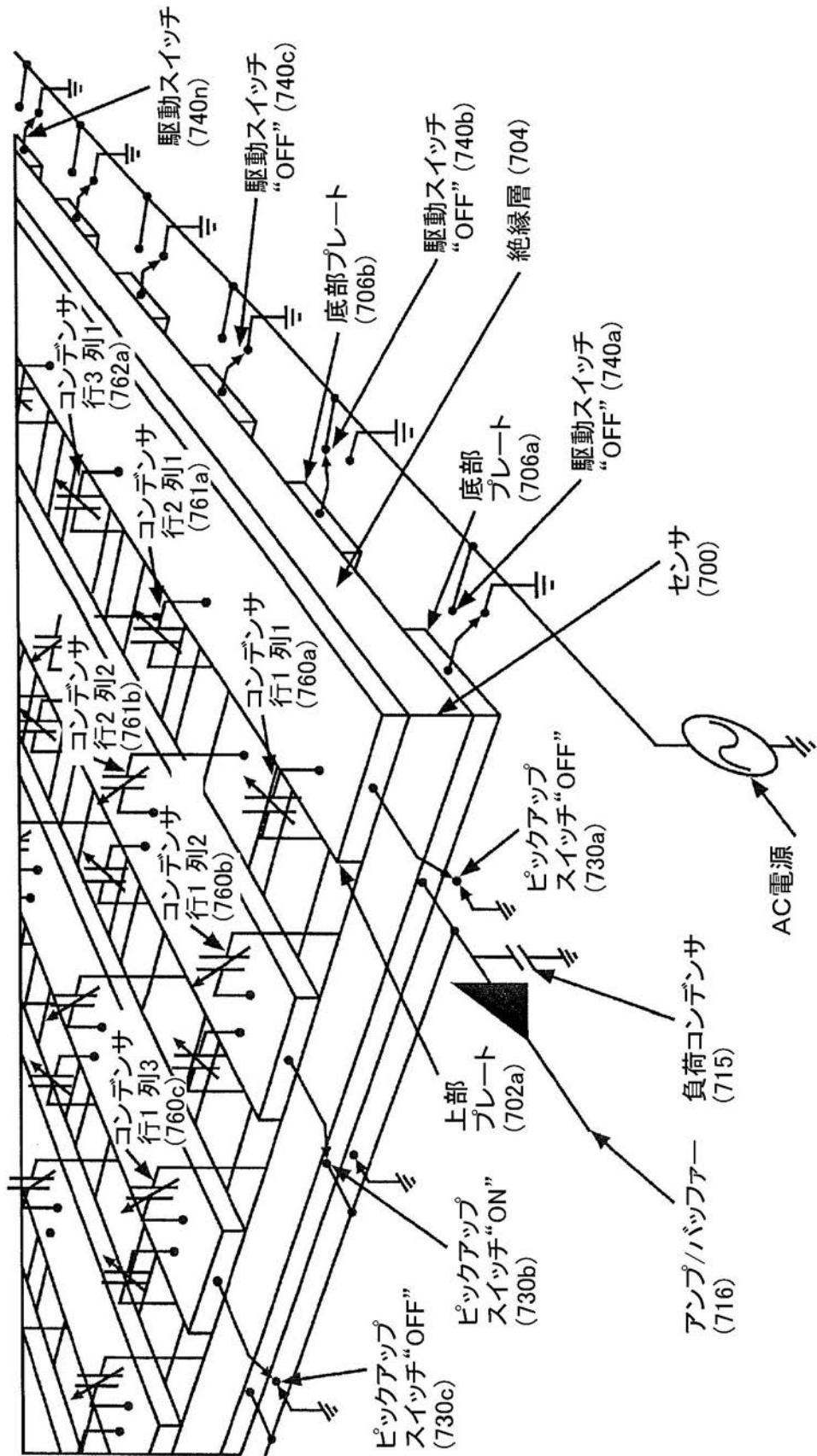
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図7】



【手続補正4】

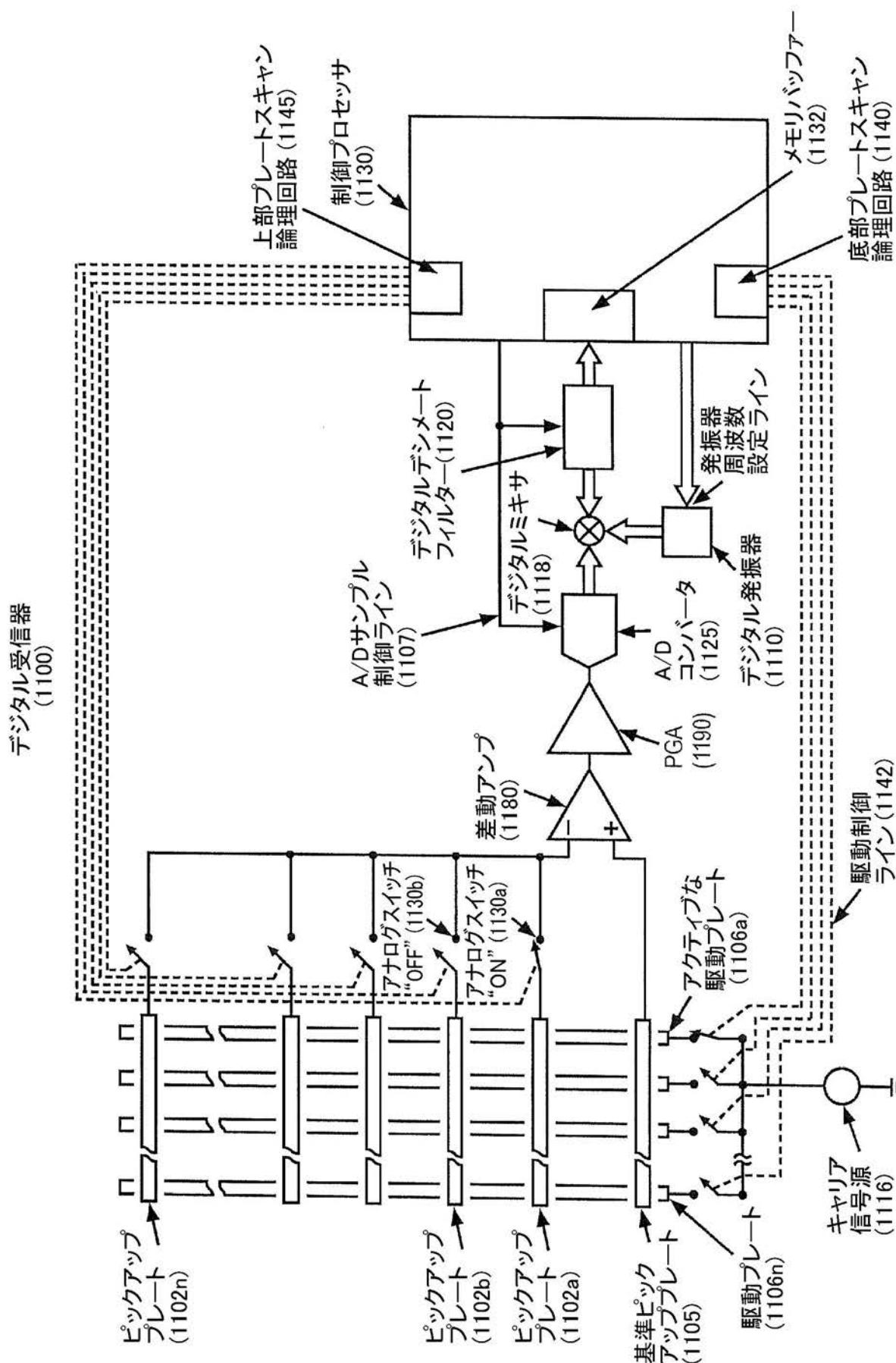
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図11】



【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 1 4】

